（前のページより続き）
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件（同四四五）　一六七
○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件（同四四六）　一七三
○秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四四七）
○浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（同四四八）　一七四
○高速自動車国道に関する件（同四四九、四五〇）　一七五
○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定した件（観光庁三）　一七五
○道路に関する件（東北地方整備局七九、八〇）　一七七
○都市計画に関する件（関東地方整備局九五～一三三）　一八八
○道路に関する件（中部地方整備局五七）　一九三
○道路に関する件（中国地方整備局三一、三二）　一九四
○道路に関する件（九州地方整備局四六）
○道路に関する件（北海道開発局四二）
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一九四

〔公　告〕

諸事項

官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、基本測量関係事項関係　一九五
裁判所
破産、免責、再生関係　一九六
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事開始・工事完了・工事一部完了、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二三〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　二三二
会社その他
会社決算公告

府　令

○内閣府令第十号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）	（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）
第三十四条の五　［略］	**第三十四条の五**　［同上］
2　法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。	2　［同上］
一　銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	一　銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
［二・三　略］	［二・三　同上］
［3～7　略］	［3～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。